

住居失う世帯 コロナ禍で増えても

救済制度機能せず 国交省「セーフティネット」

利用208戸だけ

コロナ禍の長期化に伴い、失業や不安定雇用で収入が減少し、家賃が払えず住居を失う恐れがある世帯が増えています。低額所得者、被災者、高齢者、

障害者、子育て世帯などで入居拒否にあったり、高家賃で入居困難な世帯（入）を対象にした国土交通省の「住宅セーフティネット制度」が全く機能していないことが、このほど明らかになりました。

制度は、住宅確保と家賃の低廉化を目的に2017年から実施されています。

同省が日本共産党の高橋千鶴子衆院議員に提出した「セーフティネット住宅への家賃低廉化補助の実績」(21年度)によると、住宅困難世帯が多い大都市でわずかの供給にとどま

っています。

例えば東京都は八王子市34戸、世田谷区3戸、豊島区2戸、練馬区1戸の合計40戸。政令市の横浜市33戸、名古屋市64戸、京都市408戸です。

つづいて東京フアンD代表理事の稲葉剛さんは、5月の参院厚生労働委員会での意見陳述で「今こそ公助の出番だ」として、▽住宅確保給付金の支給期間を撤廃して普遍的な家賃補助制度へと改変する▽生活保護そのものを利用しやすくする—と、いう両面の重要性を指摘。これらを実施しなければ「現下の貧困拡大には対応できない」と訴えました。

「コロナ禍での生活苦と住まいの貧困の打開が求められています。」

(日本共産党国民運動委員会・高瀬康正)